

神山町農業委員会

# 議 事 録

令和5年7月18日開催

# 神山町農業委員会議事録

令和5年7月18日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（11人）

1番 高橋 正和	2番 森 三千子	3番 原田 健義
4番 森 昌槻	6番 武市 佐市	7番 鍛 喜文
8番 井上 善司	9番 相原 利章	11番 加藤 宏行
12番 中西 隆子	13番 河野 宏吉	

・欠席農業委員は次のとおり（2人）

5番 山本 實義 10番 森本 守

・出席農地利用最適化推進員は次のとおり（6人）

広野地区 一宮 美行	阿川地区 瀬戸 日出夫
鬼籠野地区 河野 一弥	神領地区 新宅 由行
下分、左右内、上分地区 木元 栄子	
下分、左右内、上分地区 池本 公一	

・出席した職員は次のとおり（3人）

事務局長 滝上 博文 事務局次長 河野 あかね 課長補佐 松本 秀明

## 1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、5番山本委員さん、10番森本委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中11名の方に出席いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

## 2. 開会宣言（午後1時23分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。続きまして、河野町長にご挨拶をお願いいたします。」

（河野町長挨拶）

局長「ありがとうございました。河野町長は公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。」

（河野町長退席）

局長「議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

### 3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第17号 非農地証明願について
- 日程第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第21号 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

### 4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。1番高橋委員さん、3番原田委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の河野事務局次長を指名いたします。」

### 5. 議案第17号について

議長「日程第2 議案第17号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号6番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地が山林となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、5ページに位置図、6ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●●で、●●●さん宅から●へ約●●●mの所に位置しております。

7ページから10ページに現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

11ページ、12ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しており、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号6番の説明は以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号6番の担当委員の5番山本委員さんですが、欠席との連絡がありましたので、同行しました事務局が現地調査の結果ならびに

補足説明をお願いいたします。」

**河野事務局次長**「受付番号6番でございますが、議長が申しましたとおり事務局が変わりに説明させていただきます。7月3日の午後に山本委員さん、申請地の山の管理をしている●●さん、事務局の私と現地調査を行いました。現地調査を行ったところすでに山林化しており、農地への復旧が困難であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。」

**議長**「ありがとうございました。続いて受付番号7番について事務局から説明いたします。」

**局長**「それでは、受付番号7番についてご説明をいたします。」

本件は申請者の●●●さんから、農地が山林となっている●筆について、地目変更の相談があり、非農地証明願での申請となっております。

13ページから16ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、17ページに位置図、18ページから20ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●の●●●さん宅から●に約●●●mの所、●●●さん宅から●に約●●●mの所、更に●に約●●●mの所、●●●さん宅から●●に約●●●mの所に位置しております。

21ページから24ページに現況写真を添付しており、既に農地への復元が困難であることが確認できます。

25ページ、26ページには非農地化を裏付ける資料として昭和60年1月21日以前に撮影された航空写真を添付しており、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

**議長**「ただいまの説明に関連して、受付番号7番の担当委員の5番山本委員さんですが、欠席との連絡がありましたので、同行しました事務局が現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

**河野事務局次長**「受付番号7番でございますが、議長が申しましたとおり事務局が変わりに説明させていただきます。7月3日の午後に山本委員さん、申請者の●●さん、事務局の私と現地調査を行いました。現地調査を行ったところすでに山林化しており、農地への復旧が困難であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。」

**議長**「ありがとうございました。ただいま議案第17号受付番号6番、7番の説明、意見をいただきました。ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑ありませんので、議案第17号非農地証明願による許可申請について受付番号6番、7番は原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので、議案第17号非農地証明願による許可申請について受付番号6番、7番は原案のとおり決しました。」

## 6. 議案第18号について

議長「日程第3 議案第18号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の27ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号7番の譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから田を●筆、畑を●筆購入する案件でございます。

28ページ、29ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、30ページ、31ページに位置図、32ページ、33ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●●●さん宅の●●約●mの所、●●●●●●で●●●●さん宅の●●に位置しております。34ページに現況写真を添付しております。

35ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書を添付しておりますので、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●と●●●●を自家消費分栽培する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

36ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地及び借入地はございません。

37ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●、●●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機●台、トラック●台を所有しております。

38ページをご覧ください。農作業 常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●日、●の●さんが●●日、●の●●さんが●●日、●の●●さんが●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

39ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号7番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号7番●●●●●●の担当委員の1番高橋委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

高橋委員「7月5日に事務局の河野さんと中西委員さんとで現地調査に行ってきました。この田んぼ畑を購入される●●さんですが、すでに●●さんの住宅を購入されているそうです。そこから関連して出てきた案件だと思えます。私の担当地区にある田んぼは、今、知り合いの方が作っていて、仮にその方ができなくなっても、家のすぐ●●であり、●●等を作るそうです。周囲の方の了承で何も問題ないと思えますのでよろしくをお願いいたします。」

議長「続きまして、受付番号7番●●●●●●の担当委員の12番中西委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

中西委員「報告させていただきます。同じく7月5日に河野さん、高橋委員さん、そして●●さんと4人で現地を確認して参りました。●●の●●さん宅の●●に位置するところですが、大木が伐採されて●●●●が植えられた畑です。●●さんもそのまま●●







んか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので、議案第19号農地法第5条の規定による許可申請についての受付番号4番、5番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

(新宅委員着席)

## 8. 議案第20号について

議長「日程第5 議案第20号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の84ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。議案書の85ページをお願いします。番号3について説明をいたします。借人の●●●●●●●●の構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農作業従事日数は●●●日、農機具の所有状況はトラクター●台、自走式散布機●台、コンボ●台、運搬機●台でございます。

番号4について説明をいたします。借人の●●●●●●●●さんの構成員は●人で●人で農業に従事しております。年間の農作業従事日数は●●●日、農機具の所有状況は、トラクター●台、田植機●台、コンバイン●台、乾燥機●台、籾摺機●台、軽トラック●台、ダンプ●台でございます。

番号5、6については、借人が同じですので一括して説明をいたします。借人の●●●●●●●●さんの構成員は●人で●人で農業に従事しております。年間の農業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、軽トラック●台、刈払機●台、運搬機●台でございます。

以上でございます。

議長「議案第20号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第20号について原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第20号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

## 9. 議案第21号について

議長「日程第6 議案第21号農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更についてを議題といたします。  
それでは、事務局より議案の朗読、説明をお願いいたします。」

局長「議案書の86ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「この議案につきましては、担当課である産業観光課の松本課長補佐より内容のご説明をいたします。」

松本課長補佐「本日の農業委員会にお諮りしております「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想、以下「基本構想」といいます。」の変更について、説明させていただきます。

最初に、「基本構想」とは何かという説明をさせていただきます。

まず、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、以下「基盤法」といいます。基盤法とは、「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもの」という主旨をもっております。この基盤法に基づいて、「市町村が、地域の担い手の「農業経営の目標」等を示すもの。」という位置づけがこの基本構想です。

具体的に例を挙げますと、認定農業者や、認定新規就農者、農地の貸し借りをしている利用権設定などは、基本構想に詳しく謳われており、それに基づいて認定や手続きを行っております。

この基本構想は、概ね5年ごとに見直すこととなっており、前回は令和2年に見直しを行っております。今回は5年未経過ではありますが令和5年4月1日に基盤法が改正されたことによって、本町においても見直しする必要があり、今回変更することとなりました。

基本構想の見直しにあたっては、基盤法で農業委員会・農業協同組合の意見を聴かなければならないとなっておりますので、本日、お諮りするものです。

それでは、変更点について説明いたしますので、お手元の資料、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想(案)」をご覧ください。

資料の右側が現行の基本構想の内容です。左側が改正後の内容です。下線が入っている部分の変更や削除等を行った箇所です。

それでは順に参ります。P2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標を変更いたしました。

現行の内容は、令和2年当時の内容でしたので変更しております。ここは基本構想の主旨となる部分になりますので読み上げたいと思います。(1 2 について読み上げる)

次の3に、本町の優良な経営の指標として、年間農業所得金額と年間労働時間が記載されております。これについては、今回、変更を行わず、年間農業所得金額290万円程度、年間労働時間2,000時間前後で据え置いております。

以降については、変更点のみの説明とさせていただきます。

P4 ~ P5 については、字句の追加と行政機関の名称を追加しております。

「第2」と「第3」については今回、変更はありません。

P11 「第4」については新設となっております。

第4には、「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されまして、新規就農者の確保や育成に関する事項が謳われており、新規就農者の確保や育成に向けて、

町が行わなければならない取り組みや、各関係機関の役割について定めております。

13P 改正後の第5については、内容は殆ど変わりないですが、言い回し等、軽微な変更を行っております。それと、14Pには令和5年3月末現在の農用地利用集積率が記載されており、9.9%となっております。また、神山町、農業委員会、JA等の関係機関や地域が一体となって農地の確保や有効利用を図ることと加えております。

15P 改正後の第6「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」については、利用権設定に関して、地域計画との整合性を図るよう内容を追加しております。

その後、23Pまでは、条と項の変更のみとなっております。

24Pについては、人・農地プランから地域計画に移行したことに伴って必要となる内容変更が行われています。

25Pについては、農用地利用規程の記載事項の追加をしております。

26Pについては地域計画に関連して、地域計画の実現に向けた取り組みについて、新設で追加しております。

その他は、削除された分と番号の変更についてです。

変更点については以上ですが、今後、県との協議をするため、修正を加える可能性があります。軽微な変更の場合には再度諮問せずに変更させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

以上で基本構想の変更についての説明を終わります。」

**議長**「ありがとうございました。ただいま議案第21号について産業観光課 松本課長 補佐に説明いただきました。議案第21号について、ご質疑ありませんか。」

(質疑なしの声)

**議長**「質疑がないようでありますので、議案第21号について原案どおり決するに異議ありませんか。」

(異議なしの声)

**議長**「異議がないので、議案第21号農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更については原案どおり決しました。」

**会長**「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後2時16分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

1 番委員

3 番委員